

## 平成25年度 定期総会開催

平成25年度座間市基地返還促進等市民連絡協議会定期総会を5月14日にハーモニーホール座間で開催しました。総会では、「平成24年度事業報告及び収支決算並びに監査報告について」「平成25年度事業計画案及び予算案並びに平成25年度役員の選任について」の議案が審議され、全て承認されました。

### 〈会長あいさつ要旨〉

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部返還跡地に関して一定の進展がありました。病院誘致の前提となっていた病床数について、第6次神奈川県保健医療計画策定に伴い平成25年3月に県央地域と神奈川県、それぞれの保健医療福祉推進会議、県の医療審議会を経て、この度、県央二次保健医療圏に242床の不足病床が示され、病院誘致に向けてようやくスタートを切ることができました。また、陸上自衛隊宿舎建設用地として共同使用することについても、日米合同委員会の承認を得られたとのことですが、この合意は、今後、跡地利用を進めていく上でのひとつのステップとして受け止めており、誘致を具体的に進めるためにも、早期に病院が着工できるように国の努力に期待したいと考えています。いずれにしても、返還跡地全体の造成工事や陸自家族宿舎建設など、目に見える形で工事が進むこととなるため、今後とも、国とよく調整を図りながら跡地利用構想の着実な推進に努めてまいりますので、促進協の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

### 【平成25年度事業計画及び予算】

事業計画は、市総合計画に基づく基地の整理・縮小・返還の促進及び負担の軽減策等に関することについての協議、促進協ニュースの発行、基地視察等を決定しました。

予算は280,020円と決定しました。(歳入は市からの補助金等、事業費は基地視察関係費、消耗品費等)

## 第14回役員会を開催

本協議会の第14回役員会を8月9日に座間市役所で開催しました。

役員会では、8月5日に国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」第14回幹事会での協議内容(内容の詳細は、裏面参照)が市から報告され、意見交換がされました。

## 陸上自衛隊木更津駐屯地視察

促進協の主要事業の一つである基地視察を3月27日に行いました。今回の視察は、千葉県木更津市に所在する陸上自衛隊木更津駐屯地を促進協のメンバー32名が訪問しました。当日は、中央即応集団の所属部隊である第1ヘリコプター団及び駐屯地運用の現状を視察しました。また、東日本大震災で被害を受けた福島第一原発へ放水活動を行ったヘリコプターの体験搭乗や隊員と同じメニューの昼食をとるなど、陸上自衛隊と中央即応集団司令部等の現況に対する認識を深めた一日となりました。



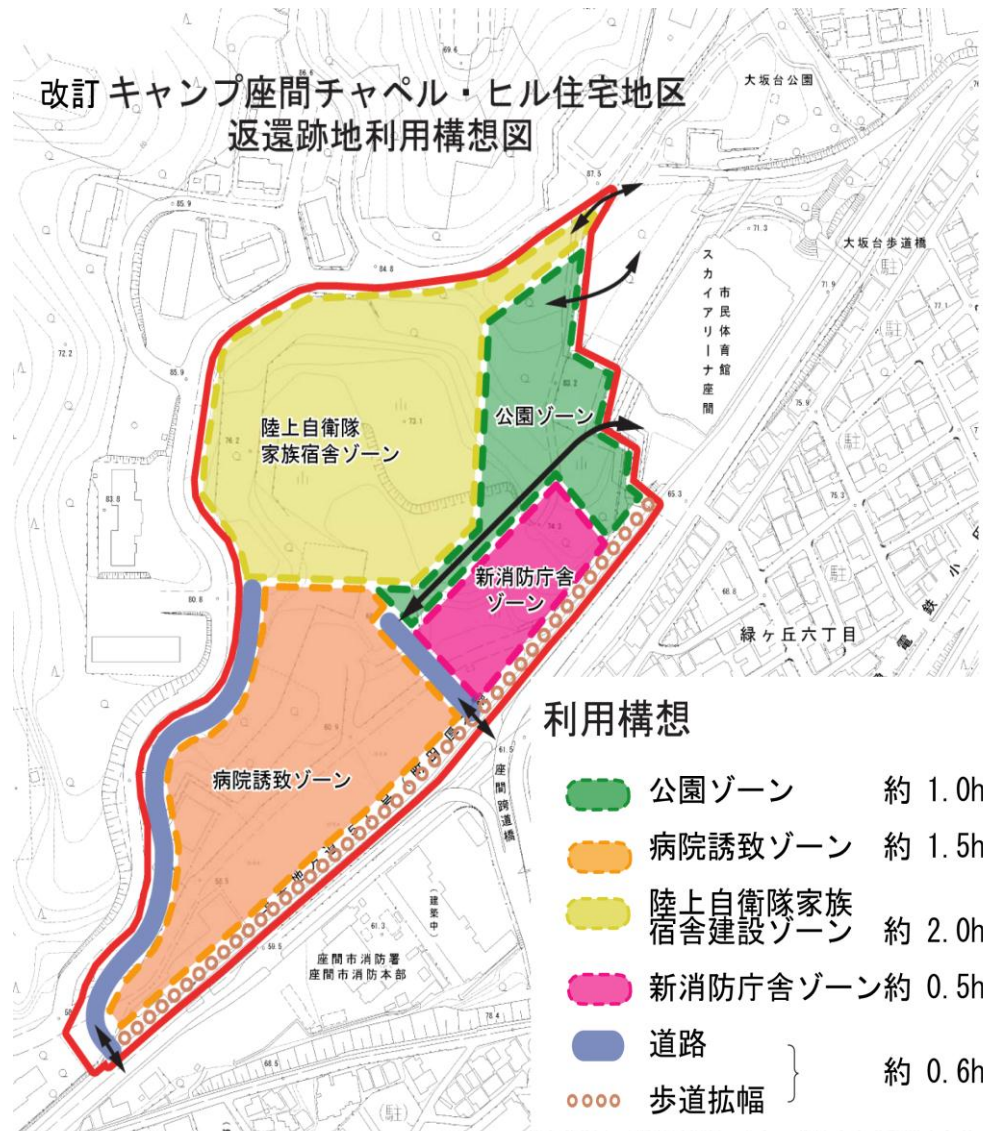
災害支援で活躍したCH47型機

## 座間市の誘致病院事業者決まる

キャンプ座間の一部返還予定地(約5.4ヘクタール)に誘致する病院事業者に「社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス」が選定されました。これは、市の公募に応じた病院事業者4社の中から選定されたもので、「座間市誘致病院選考委員会」からの答申を受け、市長が最終決定したものです。

新病院は下図の病院誘致ゾーン(約1.5ヘクタール)に建設され、市内救急患者の受け入れや小児二次救急医療の実施など急性期医療に対する十分な体制が確保できることとなります。

なお、新病院の開院は、平成28年春を最短の目標としています。



【平成25年8月23日現在の返還予定地】



## 第14回幹事会(まとめ)

- 1 日 時 平成25年8月5日(月) 14:30～16:00
- 2 場 所 横浜第二合同庁舎 第3共用会議室
- 3 出席者 南関東防衛局 : 深澤企画部長、長谷川管理部長、信太地方調整課長  
座 間 市 : 小俣副市長、伊田市議会副議長、大塚市基地返還促進等市民連絡協議会副会長、佐藤企画財政部長  
神 奈 川 県 : 太田基地対策部長【オブザーバー】

### 4 会議概要

#### ①第13回幹事会について

第13回幹事会の議事内容の確認を行った

#### ②負担軽減策の具体化について

始めに、座間市から「キャンプ座間の一部返還に際し必要となる施設整備として、境界柵やユーティリティといった返還区域内にある米軍施設の移設及び在日米陸軍の住宅事情を踏まえたキャンプ座間及び相模原住宅地区における米軍家族住宅の整備の進捗状況について説明願いたい。」との発言があり、南関東防衛局から「ユーティリティの移設工事については、平成25年6月に工事着手し、配管の切り直し等を行っているところであり、平成25年12月31日の完成を予定している。また、境界柵の設置工事については、現在、仮柵の設置を行っているところであり、平成25年10月頃には工事着手し、平成26年3月31日の完成を予定している。米軍家族住宅の整備についても、必要となる予算を確保してきており、今後とも計画に沿って着実な実施に努めてまいりたい。」との説明があった。

次に、座間市から「一部返還に際し、必要となる施設整備の最終的な完了はいつになるのか。」との発言があり、南関東防衛局から「返還に必要な施設整備が完了する具体的な時期については、今後の事業の進捗等によるため現段階で確たることは申し上げられませんが、いずれにしても、施設整備を着実に実施し、早期の返還に向けて努力してまいりたい。」との説明があった。

次に、座間市から「市としては最短で平成28年春の病院開業を目標としている。座間市の病院開業に支障がないよう、返還手続きを進めていただきたい。」との発言があり、南関東防衛局から「返還に際し必要となる施設整備を完了させるべく所要の予算を確保してきており、今後とも返還に必要な施設整備を着実に実施し、平成28年春の病院開業に支障がないよう、早期の返還に向けて、最大限努力する。」との説明があった。

次に、座間市から「返還予定地全体の敷地造成工事と陸自家族宿舎の整備について、現在ほどの程度進んでいるのか。また、今後の工事の計画を説明願いたい。」との発言があり、南関東防衛局から「返還予定地全体の敷地造成工事については、準備工事に着手し、現在、伐採・伐根を行っており、今後、既設の石積み等の撤去を行うこととしている。また、準備工事完了後、すみやかに本工事に着手し、擁壁等を築造することとしており、平成26年3月31日の完成を予定している。陸自家族宿舎の本体工事については、現在、実施設計を行っているところであり、平成25年度内に工事着手ができるよう手続きを進めている。」「上水道の整備については、市の上水道を利用させていただくとともに、下水道の整備についても、市の計画に沿った施設整備を考えており、市と十分に調整しながら進めてまいりたい。」との説明があった。

続いて、南関東防衛局から「具体的な下水道整備の工法検討を行う中で、南関東防衛局として、座間市有地に所在する市民体育館第二駐車場の施設を解体、撤去し、その土地使用について、ご検討いただけないか。」との発言があり、座間市から「市民体育館第二駐車場の解体、撤去及び土地の使用については、前向きに検討したい。その場合、市としても代替駐車場を確保するなどの必要があるので、早急に事務的に詰めることでいかがか。」との発言があり、南関東防衛局から「是非よろしく、願います。」との発言があった。

次に、南関東防衛局から「座間市が計画している病院誘致について、病床数の確保及び誘致病院事業者の選定の状況について、伺いたい。」との発言があり、これに対して、座間市から「平成25年4月からの神奈川県保健医療計画改定の中で、県央二次保健医療圏に242床の不足病床が示された。そこで、市では4月11日から6月28日までの期間で病院事業者の公募を行い、最終的に4者から応募があった。この4者について、7月末に座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会による評価検討を行ったところであり、今後、市の附属機関である座間市誘致病院選考委員会から答申をいただき、8月末までには、市としての病院事業者を選定することとしている。その後、病院事業者が神奈川県への病院設置に係る手続き及び病院の設計等を行うが、これと併行して市が返還予定地全体の地区計画を策定する。そして、平成26年度・27年度で建設工事、平成28年春の病院開業というスケジュールを最短の目標としている。」との説明があり、「実際の返還前に建設工事に着手しなければ、スケジュールどおりに進めて行くことが出来ない。陸自家族宿舎建設と同様に返還前に工事着手することができないか。」との発言があった。これに対し、南関東防衛局から「米軍施設の返還前に工事を行うには、一般的に米軍の了解を得た上で、いわゆる国管法に基づく一時使用許可の手続きが必要となる。陸自家族宿舎の工事に関しては、米側をはじめ関係機関とこれらの手続きに係る調整を経て、5月2日、日米合同委員会において返還前の工事について合意したものである。」「返還前の病院に係る工事についても、本日伺った座間市のスケジュール、御要望を踏まえ、引き続き、座間市が実施する病院誘致の進捗状況を十分伺いつつ、宿舎建設同様、米側及び関係機関と必要な調整を実施するなど、南関東防衛局としても最大限努力する。」との説明があった。

次に、座間市から「これまで、公園、体育館、消防車両の整備に対する助成等、様々な対応をいただいているが、返還跡地利用構想等の推進を図り、市民が負担軽減を実感できるよう、引き続き、積極的な対応をお願いしたい。」との発言があり、これに対し、南関東防衛局から「座間市民のための負担軽減について、環境整備法等に基づき、最大限努力する。」との説明があった。

次回幹事会の開催日及び開催場所等については、事務局を通じて別途調整することとした。